

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分事案 …… 2

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和8年8月4日 関東運輸局長 藤田 礼子

記

事案番号 26F06

1. 事業者の氏名及び住所

合同会社 S・K

埼玉県川口市南鳩ヶ谷二丁目28番5号

2. 予定される処分内容

道路運送法第86条第1項の規定違反による同法第40条の規定に基づく事業の停止処分

3. 聴聞の期日

令和8年9月1日(火) 午後1時30分～

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271